

富山県人会世界大会実行委員会事業協賛取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、富山県人会世界大会（以下「大会」という。）を開催するにあたり、富山県人会世界大会実行委員会（以下「実行委員会」という。）が実施する事業の趣旨に賛同する企業、団体等（以下「企業等」という。）が当該事業に協賛する際の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(協賛)

第2条 この要領において協賛とは、企業等が実行委員会に対して行う次の各号に掲げる行為をいう。

- (1) 実行委員会が実施する事業に要する物品（以下「協賛物品」という。）の提供又は貸与
- (2) 実行委員会が実施する事業に要する資金（以下「協賛資金」という。）の提供
- (3) その他実行委員会が必要と認めるもの

(協賛の募集期間)

第3条 協賛の募集期間は、この要領を施行した日から令和7年8月29日までとする。ただし、期間を過ぎても実行委員会と協議の上、実行委員会が受入れ可能と判断した場合は、申込みを受け付けるものとする。

(協賛の申込み等)

第4条 協賛を行おうとする企業等は、実行委員会に「富山県人会世界大会実行委員会事業協賛申込書（様式1）」（以下「申込書」という。）を提出するものとする。

- 2 実行委員会は、前項の申込書の提出があった場合であって、第7条各号のいずれにも該当しないと認めるときは、申込みを受諾し、「富山県人会世界大会実行委員会事業協賛受諾書（様式2）」を、申込書を提出した企業等（以下「申込者」という。）に交付する。

(協賛の用途)

第5条 協賛物品は、大会開催の広報活動又は運営に活用するものとし、協賛金は、その全てを大会の経費に充てるものとする。

(協賛の特典)

第6条 協賛を行った企業等(以下「協賛者」という。)への特典は、大会中の「協賛企業PRブース」への出展、大会パンフレット・ウェブサイト等への企業等名称の掲載とする。

(協賛の不受理等)

第7条 実行委員会は、申込者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、承諾書を受理しないものとし、申込者に対しその旨を通知するものとする。

- (1) 大会の品位を傷つけ、又は正しい理解を妨げるおそれのある場合
- (2) 法令又は公序良俗に反する場合、又は社会的に非難を受けるおそれのある場合
- (3) 特定の個人、政党、宗教団体の活動のために、協賛による特典若しくは協賛の事実を利用する場合、又はそのおそれのある場合
- (4) 役員等(申込者が個人である場合にはその者を、申込者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下、「法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められる場合
- (5) 暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる場合
- (6) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められる場合
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる場合
- (8) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合
- (9) その他実行委員会が不相当と判断する場合

(協賛物品又は資金の受領等)

第8条 協賛物品の受領または借受けは、実行委員会がその都度指定する場所及び方法により行うものとする。

- 2 資金の納付は、口座振替等により、実行委員会が指定する期日までに納付するものとする。

- 3 実行委員会は、前2項により協賛者から協賛物品又は資金を受領した場合、速やかに「富山県人会世界大会実行委員会事業協賛受領書（様式3）」を交付するものとする。

（協賛物品の名称等の掲載）

第9条 協賛物品には、協賛者の意向により、企業等の名称（商号、店舗名等）を掲載することができる。ただし、協賛物品に直接掲載するのが適当でないと実行委員会が認める場合は、その他の方法により掲載するものとする。

- 2 掲載方法、箇所、文字の大きさ等については、実行委員会の承認を得て行うものとする。

（協賛の取下げ）

第10条 協賛者から「富山県人会世界大会実行委員会事業協賛取下げ申出書（様式4）」により、協賛の取下げの申し出があった場合、実行委員会は、「富山県人会世界大会実行委員会事業協賛取下承諾書（様式5）」により、承諾することができる。

- 2 前項の規定により、協賛者が協賛を取り下げた場合、実行委員会は、原則として、受領済みの協賛物品及び協賛金を返戻するものとする。

（協賛事業の変更）

第11条 協賛者から「富山県人会世界大会実行委員会事業協賛変更申請書（様式6）」により、協賛の内容変更の申請があった場合、実行委員会は協賛内容を審査し、「富山県人会世界大会実行委員会事業協賛変更承諾書（様式7）」により、変更を承諾することができる。

（協賛の取消し）

第12条 次の各号に該当する場合には、協賛を取り消し、当該協賛者に対し、その旨を通知する。

- (1) 指定する期日までに協賛物品の提供がない場合
- (2) 指定する期日までに協賛金の納付がない場合
- (3) 第7条に規定する各号に該当すると実行委員会が判断した場合

- 2 前項の規定により、実行委員会が協賛特典の取消しを行った場合、特典の提供を停止することとし、原則として、受領済みの協賛物品及び協賛金を返戻する。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附則

1 この要領は、令和7年5月20日から施行する。